

平成21年5月22日

新型インフルエンザ対策に関する

## 県民の皆様へのメッセージ

兵庫県知事 井戸 敏三

県内で新型インフルエンザの感染が確認されたことを受け、患者の治療と感染拡大防止のため、諸対策に全力をあげて取り組んでいます。

5月16日から、感染が確認された一部の地域において、学校、大学、保育所、高齢者通所施設、県民利用施設の臨時休業、大規模なイベント・行事等の中止・延期等の社会活動の制限を実施又は要請し、特に、学校につきましては、5月18日から、県全域における臨時休業を実施又は要請してまいりました。

これらの対策により、感染の拡大防止に一定の効果が現れていますが、一方で、県民の社会生活に多大の影響が生じている状況にあります。

このような中、このたび、政府の「基本的対処方針」が示され、今回の新型インフルエンザは季節性インフルエンザと類似する点が多いとされ、地域の実情に応じた対応を行うこととされました。

これを踏まえ、県としましては、医療体制の維持充実、濃厚接触者対策など、患者治療や感染の拡大を防止するための対策に全力で取り組む一方で、社会活動面では、5月23日から県全域又は一定の地域を対象とした面的な規制を解除し、施設単位での規制に転換することといたしました。

県民の皆様におかれましては、これからも引き続き新型インフルエンザに対する警戒を怠らず、正確な情報に基づく冷静な行動をとっていただきますよう、お願いいたします。

5月23日以降、新型インフルエンザ対策として、次のとおり取り組みます。

### 基本方針

今回の新型インフルエンザは、季節性インフルエンザと類似する点が多いとされ、地域の実情に応じた対応を行うこととされたことに伴い、次の基本方針により、本県としての対応を行います。

(1) 感染のさらなる拡大を防ぎます。

ア 原則として全ての患者は入院としますが、軽症者については厳格な健康観察のもとで自宅療養とします。

イ 濃厚接触者に対して健康観察を継続し、合わせて外出自粛などの行動を引き続き要請します。

(2) 特に、基礎疾患のある方など重症化しやすい人が新型インフルエンザに感染して重篤な状況になることを防ぎます。

(3) 社会生活、経済活動への影響を考慮し、社会活動の制限については、面的規制から施設単位の規制に転換します。

ア 学校、保育所、通所施設等の臨時休業を原則として解除します。

イ 集会、スポーツ、行事、イベント等の自粛を解除します。県民利用施設等は、開館します。

ウ 事業活動等、社会経済活動などは、通常のとおりとします。

### 主な対策の内容

(1) 医療体制については、次のとおり維持、充実します。

① 発熱電話相談への連絡、発熱外来の受診、感染症指定医療機関への入院の診療体制を基本的には維持します。

② 発熱外来患者の増加に適切に対応します。

発熱等の症状を呈する方は発熱電話相談に連絡いただき、新型インフルエンザが疑われる方は発熱外来で受診していただきます。発熱外来で対応しきれない場合は、基礎疾患のある方等を除いて、一般医療機関へ案内することができることとします。

③ 発熱外来（専門外来医療機関）を追加指定するため、抗インフルエンザ薬、簡易キット、防護服、感染対策がされた診察スペースの確保を支援します。

- ④ 従来の感染症指定医療機関のほかに、入院協力医療機関を指定します。  
指定した医療機関には、陰圧設備、防護服、備蓄タミフルの整備などの支援を行います。
- ⑤ 基礎疾患のある方等には、優先して感染症指定医療機関等に入院していただきます。この場合、重症者の治療が確保できないときは、一般医療機関の活用を予防策をとったうえで行います。
- ⑥ 濃厚接触者等への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を引き続き実施します。
- ⑦ 発熱外来で、簡易キットによりA型が陽性と判明した方には、引き続きPCR検査（遺伝子検査）を実施します。  
実施にあたっては、患者が発生していない地域での患者発見を優先するため、患者が発生していない二次医療圏域を優先して実施します。  
また、確定患者が一定数に達した段階でサンプリング調査に移行することを検討します。

(2) 濃厚接触者対策については、次のとおり取り組みます。

- ① 濃厚接触者に対しては、引き続き、最終接触から7日間、健康福祉事務所（保健所）が毎日の体温測定などの健康観察を行うとともに、不要不急の外出自粛を要請します。
- ② 健康観察対象者に対しては、引き続き、健康福祉事務所（保健所）または学校による健康観察を行います。
- ③ 今後も濃厚接触者を中心に疫学調査を実施していきます。
- ④ 検疫において確認された患者の濃厚接触者に対しては、外出自粛を要請するなどより慎重な健康観察を引き続き行います。なお、一般入国者についての健康観察は取りやめます。

(3) 現在行っている社会活動制限については、次のとおり変更します。

① 学校について

ア 県立学校を再開します。

- 全県立学校の一斉臨時休業については、5月23日（土）をもって解除し、23日以降については、学校単位での対応を行います。

なお、5月22日現在で患者がいる県立学校については、①10名以上の患者が発生した学校については引き続き7日間、臨時休業を継続、②それ以外の学校については、患者のうちの直近の発症日から7日間（発症日の翌日が1日目）、臨時休業を継続します。

ただし、家族からの感染など経路が特定され、感染後学校に立ち入っていない等、学校での感染拡大の恐れがない場合はこの限りではありません。

- 現状においては、今後、新たに患者が発生した場合、原則として、季節性インフルエンザと同様の対応を行います。
- 患者がいる県立学校は、健康福祉事務所（保健所）と連携し、濃厚接触者及び健康観察者の健康観察を行い、その結果を健康福祉事務所（保健所）に通報します。

イ 市町立学校に対しては、5月23日（土）をもって、臨時休業の要請を解除します。

また、学校再開後については、県に準じた対応を要請します。

ウ 私立学校等に対しても同様に、5月23日（土）をもって、臨時休業の要請を解除します。

なお、5月22日現在で患者がいる私立学校等については、県の取扱いに準じて、各校での対応を要請します。

また、今後新たに患者が発生した場合、各校での対応を要請します。

エ 県立大学は、5月23日（土）をもって、臨時休業を解除します。

今後は、キャンパス単位の対応とし、現状においては、今後、新たに患者が発生した場合、原則として、季節性インフルエンザと同様の対応を行います。

オ 児童生徒・教職員の健康観察を強化し、発熱等の症状を呈する方に対しては、発熱電話相談への連絡を勧めます。

カ カウンセラー等を中心に児童生徒の心のケア等教育相談を強化します。

キ 学校行事等については、次のとおり対応します。

- クラブ活動は、授業再開にあわせて、校内活動に限って実施します。
- 対外試合や合同練習などの校外クラブ活動については、当面、5月29日（金）まで自粛します。解除については、その時点で検討します。
- 校外活動（修学旅行含む）については、当面5月29日（金）まで自粛します。解除については、その時点で検討します。
- 地域住民・保護者等の参加行事については、当面5月29日（金）まで自粛します。

注）オ～キについて、市町教育委員会及び私立学校等に対し要請します。

## ② 保育所・通所施設について

ア 5月23日以降、校区を対象とした面的な臨時休業の要請を解除します。

イ 現状においては、今後、新たに利用者・職員から感染者が発生した場合、原則

として、季節性インフルエンザと同様の対応を行います。

ウ 保育所・通所施設に対し、次の指導を行います。

- 手洗いやうがい等により感染症防止対策に努めること
- 利用者の健康状態を把握して、発熱があれば発熱相談に連絡して適切な対応を行うこと

③ 県民利用施設・イベント等について

ア 県立の県民利用施設は、十分な注意体制をとることを前提に、5月23日から開館します。

市町及び民間の施設への要請についても同様とします。

イ 集会、スポーツ、行事、イベント等について、5月23日以降、個別の事情（実施場所、参加者層、実施内容等）を踏まえて、主催者が判断することとし、一律の自粛・自粛要請は解除します。

なお、イベント等の実施にあたっては、消毒薬を用いた手洗い、マスク着用などの注意喚起を行います。

(4) 感染の予防及び拡大防止にかかる県民の皆様へのお願い

県民の皆様におかれましては、引き続き次の取り組みの徹底にご理解・ご協力をお願いいたします。

- ① うがい、手洗い、咳エチケット、マスク着用を励行してください。
- ② 不要不急の外出は自粛し、人混みをなるべく避けてください。
- ③ 発熱や咳など、新型インフルエンザ感染を疑わせる症状がある方は、すぐに最寄りの健康福祉事務所（保健所）に電話でご相談ください。  
健康福祉事務所（保健所）が専用外来医療機関を紹介しますので、直接医療機関を訪ねないようにしてください。
- ④ 家庭や事業所においても、感染防止に努めてください。
- ⑤ 健康福祉事務所（保健所）が実施する聞き取り調査などの新型インフルエンザ対策について、ご理解、ご協力をお願いします。

5月23日から、学校や施設を原則として通常どおり運営することとなりますが、これは、新型インフルエンザの感染が治まったことを意味するものではありません。

県としては今後も引き続き、感染の拡大を防止するための対策に全力で取り組みます。

※ 裏面に相談窓口連絡先一覧（政令市を含む）

相談窓口連絡先

	健康福祉事務所（保健所）等	連絡先
1	兵庫県疾病対策室（神戸市中央区下山手通5-10-1）	直通 078-362-3226
2	芦屋健康福祉事務所（芦屋市公光町1-23）	地域保健課 0797-32-0257
3	宝塚健康福祉事務所（宝塚市小林3-5-22）	健康管理課 0797-74-7099
4	伊丹健康福祉事務所（伊丹市千僧1-51）	健康管理課 072-777-4111
5	加古川健康福祉事務所（加古川市加古川町寺家町天神木97-1）	健康管理課 079-422-0006
6	明石健康福祉事務所（明石市本町2-3-30）	健康管理課 078-917-1128
7	加東健康福祉事務所（加東市社字西柿1075-2）	健康管理課 0795-42-6287
8	中播磨健康福祉事務所（神崎郡福崎町西田原235）	地域保健課 0790-22-1234
9	龍野健康福祉事務所（たつの市龍野町富永1311-3）	健康管理課 0791-63-5143
10	赤穂健康福祉事務所（赤穂市加里屋98-2）	地域保健課 0791-43-2321
11	豊岡健康福祉事務所（豊岡市幸町7-11）	健康管理課 0796-26-3671
12	朝来健康福祉事務所（朝来市和田山町東谷213-96）	地域保健課 079-672-5995
13	丹波健康福祉事務所（丹波市柏原町柏原688）	健康管理課 0795-72-3488
14	洲本健康福祉事務所（洲本市塩屋2-4-5）	健康管理課 0799-26-2051
	政令市保健所	感染症関係連絡先
①	神戸市保健所（神戸市中央区加納町6-5-1）	予防衛生課 078-335-2151
②	姫路市保健所（姫路市坂田町3番地）	予防課 079-289-1635
③	尼崎市保健所（尼崎市七松町1-3-1-502号）	保健企画課 06-4869-3010
④	西宮市保健所（西宮市江上町3-26）	健康増進課 0798-35-0236

※ 1は総合相談窓口、2～14は発熱電話相談窓口で、休日も含めて24時間対応。